

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

## 【目次】

1. 同一労働同一賃金に関連する重要な最高裁判決
2. 労働保険料の口座振替・電子納付
3. 社会保険の住所変更手続

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

## 1. 同一労働同一賃金に関連する重要な最高裁判決

---

6月1日、同一労働同一賃金に関連する重要な最高裁判決が2つ言い渡されました。「ハマキョウレックス事件」と「長澤運輸事件」です。ハマキョウレックス事件では「労働者側」が勝訴し、長澤運輸事件では実質的に「会社側」が勝訴しました。ここでは、各事件の概要と判決内容のポイントを説明します。

### (1)各事件の概要

#### <ハマキョウレックス事件>

トラック運転手として有期契約で雇用されていた契約社員Xが、業務内容に相違はないにもかかわらず、正社員に支給されている手当等の多くが契約社員に支給されていない又はその支給基準に格差があることは労働契約法20条(有期雇用契約であることによる不合理な労働条件の禁止)に違反すると主張し、正社員との差額支払い等を求めた事案です。

#### <長澤運輸事件>

セメント運搬車の乗務員として無期契約で雇用されていたXら(3名)は、60歳で定年退職した後に嘱託として再雇用されましたが、業務内容は定年前と変わらないにもかかわらず再雇用後の賃金は定年前よりも21%程度減少していました。そこでXらは、正社員との間のこの賃金格差は労働契約法20条に違反すると主張し、正社員の賃金との差額支払い等を求めた事案です。

### (2)不合理性の判断基準

労働契約法20条では、有期雇用労働者と無期雇用労働者の労働条件に差がある場合、それが不合理であるかどうかは以下の3つの要素を基に判断します。

- ①職務内容(業務内容や責任の程度)
- ②職務内容・配置の変更範囲(人事異動等)
- ③その他の事情(業績、勤続年数、労使慣行等)

2つの裁判でも、上記の要素を基に各手当や賃金項目ごとに、その趣旨や目的等を考慮し、不合理性を判断しました。

### (3) 不合理と認められた手当の特徴

ハマキョウレックス事件では、高裁で不合理な格差と判断された無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当に加えて、皆勤手当についても出勤する者を確保する必要性は正社員と変わらないとして契約社員に支給しないのは不合理であると示されました。

もう一方の長澤運輸事件では、基本給や賞与等の違いは許容されましたが、精勤手当に関する部分のみ、皆勤を奨励する必要性に相違はないとして、嘱託社員への不支給を不合理であると判断されました。

こうしてみると、不合理と判断された手当の特徴として、職務内容や配置の変更の範囲等と関連性が薄い、という点が挙げられます。つまり、正社員・契約社員という違いに関係なく、共通して支払われるべき性格のものといえることができます。

### (4) 定年再雇用の位置づけ

長澤運輸事件では、定年制は賃金コストを一定限度に抑制するために設けられたものであり、その制度自体は不合理ではないので、単に職務内容が同じであるか否かで判断せず、「その他の事情」として考慮すべきとしました。

その結果、同事件では既に退職金が支給されること、老齢厚生年金の支給を受けられること、老齢厚生年金が支給開始されるまでの間、調整給(2万円)が支給されていたこと、定年前と比べて給与の総額が約80%程度であったこと等が考慮され、精勤手当を除いたその他の手当等の相違については不合理ではないとされました。

上記の判決結果を踏まえると、契約社員・定年後再雇用者・パートタイマー等の賃金制度について、あらためて検証する必要があるように思います。

正社員との業務内容の違いや責任の程度、人事異動の範囲等を明確にし、給与もその違いに応じた設定を検討していくことが重要となります。

(岩瀬)

---

## 2. 労働保険料の口座振替・電子納付

---

労働保険年度更新に関する申告書類の発送が始まりました。労働保険料の申告・納付期間は6月1日(金)から7月10日(火)です。労働保険料は申告書下部の納付書を使用して金融機関で納付する方法の他、納付書を使用しない以下の方法もあります。

### <口座振替による納付>

- ・一度口座振替の手続きを行えば翌年度以降も継続して口座振替となる。
- ・納付書による納付に比べて振替納付日が遅い(納付まで日数に余裕がある)。
- ・保険料の納付を忘れて、納付が遅れる心配がない。
- ・納付時期を選べない(口座振替日が決まっている)

### 【参考:今年度の労働保険料口座振替日】

全期・第1期:9月6日(通常の納期限は7月10日)

第2期:11月14日(通常の納期限は10月31日)

第3期:2月14日(通常の納期限は1月31日)

### <電子納付による納付>

- ・インターネットバンキングを利用して会社や自宅で保険料を納付できる。
- ・インターネットバンキングの口座がなくてもATMで納付できる。

いずれも金融機関の窓口足を運ぶ必要がなく、業務の手間を省くことができます。この機会に口座振替や電子納付をご検討されてはいかがでしょうか。

### 口座振替リーフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000149893.pdf>

### 電子納付リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0145/1934/dennsinoufu.pdf>

(望月)

---

### 3. 社会保険の住所変更手続

---

2018年3月5日以降、マイナンバーの利用により住民票の異動に合わせて社会保険上の住所も自動的に変更されることとなり、住所変更手続が原則不要となりました。3月5日より前に資格取得時や住所変更手続により住民票住所と異なる住所を届け出ている場合は、3月5日以降に住民票住所を異動させた時に社会保険上の住所が住民票住所に変更されます。

日本年金機構からの送付物(ねんきん定期便等)は、社会保険上の住所に送付されるため、下記の場合は届出が必要です。

・社会保険上の住所を住民票住所と異なる住所にしたい場合

3月5日以降に住民票住所を一度異動し、その後、社会保険上の住所を住民票住所と異なる住所にしたい場合は住所変更手続が必要です。

なお、「住民票住所以外の居所」として届け出ると、その後さらに住民票住所を異動しても社会保険上の住所は届出をした住所から変更されません。

・社会保険上の住所を住民票住所と異なる住所で届け出ていたが、住民票住所に統一する場合

住所変更届に住民票上住所を記載し「住民票住所へ変更」として手続を行えば、住民票の異動に合わせて社会保険上の住所も変更されます(その後、手続は不要となります)。

なお、日本年金機構でマイナンバーと基礎年金番号が結びついていない場合は自動的に住所変更されません。

マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない場合は、昨年12月～今年1月にかけて年金事務所から「マイナンバー等確認リスト」が会社様宛に郵送されています。リストが送付されていない場合や送付されて回答している場合は、マイナンバーの確認が取れているということになります。

また、健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合ごとに手続の条件が異なりますのでご注意ください。

(佐藤)

---

7月25日(水)労政時報セミナー

「人事労務トラブル回避の就業規則・総点検」

[https://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item\\_no=6797](https://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=6797)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostep ビル 5 階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

---